

8. 感染症患者等

【施策の方向性】

感染症患者等に対する正しい知識の普及と差別や偏見をなくするため、生命の尊厳や人権尊重を基盤にした教育・啓発の推進に努めていきます。

ハンセン病に対する理解は、病気に対する正しい知識と理解、隔離政策下におかれた療養所の歴史、今の現状を知り考えていくことです。

感染症患者等が不当な差別を受けることがないように、正しい知識の普及と啓発の充実に努めます。

課題目標	① 教育・啓発活動の推進 (ア) 市民に対する教育・啓発の推進 (イ) 学校・地域における教育の充実 (ウ) 関係機関との連携 ② 患者等の人権に配慮した相談・支援体制等の整備 (ア) プライバシーの保護の徹底 (イ) 感染症等に関する相談・支援体制の充実
------	--

《課題目標を達成するため実施する事業》

課題分類	事務事業名	事業概要	実施年度	担当課
① 教育・啓発活動の推進	(7) 健康教育事業	H I Vやハンセン病に関する正しい知識と情報の提供に努める。広報等を活用し、H I Vやハンセン病に対する偏見と差別の解消を図る啓発の推進に努める。	A	健康課
	人権セミナー	人権セミナーを開催し、H I V感染者やハンセン病患者、新型コロナウイルス感染症等に対する関心と理解を深めてもらう取り組みを実施する。	A	人権・同和対策課
	(4) 学校におけるH I V教育等の充実	発達段階に応じた性教育を実施し、H I Vについて正しい知識を身につけ、H I V感染者等への差別や偏見を払拭し、さらに適切な行動によってH I Vから自分を守ることができるH I V教育の推進を図る。 また、ハンセン病に関する理解と、ハンセン病患者の人権問題についても理解を深める。	A	教育課
	健康教育事業	学校や地域でH I Vやハンセン病等が正しく理解されるよう啓発に努める。	A	健康課
	(7) 健康教育事業	県（保健福祉環境事務所等）と連携して、H I Vやハンセン病等が正しく理解されるよう啓発に努める。	A	健康課
② 患者等の人権に配慮した相談・支援体制等の整備	(7) プライバシー保護の徹底	プライバシーの保護を徹底する。	A	健康課
	(4) 健康相談事業	プライバシーを最大限保護し、専門相談窓口や検査機関の紹介を行い、関係機関との連携を図る。	A	健康課